

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
<p>インド (10/01/01発効)</p>	<p>商工業省商務部 (Department Of Commerce, Ministry of Commerce and Industry)</p> <p><u>管轄:</u> 輸出検査審議会 (Export Inspection Council or 'EIC')</p> <p><u>審査及び発給機関:</u> 各管轄の輸出検査局 (Export Inspection Agencies or 'EIA') EIAはチェンナイ、デ リー、コーチ、コルカタ、 ムンバイに所在する。</p>	<p>・バーコードレシート</p>	<p>1.輸出入コード (IEC) の取得 CO申請者はまず輸出入コード (IEC)を取得する必 要あり。IECは下記の商工省・外国貿易部 (DGFT) にオンライン申請にて入手可能。 http:// dgft.gov.in/</p> <p>2.地域輸出検査局 (EIA) への登録 輸出入コード (IEC) の取得の後、地域輸出検査局 (Regional Export Inspection Agency or 'EIA') に登 録する必要あり。 1. http://115.112.238.86/public/login.aspx のサイ トで、“New User? Register here” のリンクをクリッ ク 2. 指示に従いオンラインフォームの必要事項を記 入。申請者はIECコードのみ求められ、この登録 フォームの段階では書類は必要なし。 3. 全て記入後、システムにより登録ID番号と共に バーコードレシートが生成される。 4. 登録の内容は申請者が後日、地域のEIAに窓 口にバーコードレシートを提出して確認を受ける。 確認後、申請者はEIAに登録され、続いてCOの発 給が可能な状態になる。</p> <p>登録の所要時間は、通常、書類をEIAの窓口に提 出した日と同日中。内容に不備がある場合は遅れ る場合もある。</p>	<p>地域EIAへの登録自体は無 料。</p> <p>しかしながらCO発行申請のた め、担保用口座を地域EIAに輸 出者の名前で保持する必要が ある。当初の金額は銀行小切 手により1,000ルピー。その後 発行される原産地証明書の量 により、定期的に500ルピー単 位で送金し口座を維持する。</p>

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
シンガポール (10/01/01発効)	税関 Singapore Customs 関税貿易業務部 (Tariffs and Trade Services Branch =TTSB)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造者の申請フォーム 以下の情報が必要。 企業概要(企業名、住所、Unique Entity Number、コ ンタクト先と工場のあるエリア) 製造情報(従業員の形態と人数、据付の製造機械、 製造品のHSコード、月の平均生産量、製造工程) 必要な原産地証明書(CO)のタイプ ・企業のパンフレット ・生産に関するパンフレット 	<p>1. 以下のシンガポール税関のサイトから製造者 申請フォームをダウンロード(COセクションの下の "Application for Manufacturer's Registration"を参 照) (http://www.customs.gov.sg/topNav/ese/Online+ Services+and+Forms.htm)</p> <p>2. 製造者申請フォームを記入し左記の必要書類 と共に提出。提出はTTSBへ郵送か電子メールに て(customs_roo@customs.gov.sg)</p> <p>3. TTSBは申請受領後、7営業日以内に工場検査 を行う。機械や人員が製造物を生産できるよう適 切にあり、操業記録もつけられているかをチェッ ク。</p> <p>4. 問題なければ申請者は税関より登録番号と共 に承認レターを受け取る。EDB (Economic Development Board) からパイオニアステイタス を得ている企業は、そのステイタスを証明する書類 があれば工場検査を省略することも可能。</p> <p>(パイオニアステイタスとは一定の基準を満たした 企業に対して税制上の優遇措置を与えるシンガ ポールの法制度のこと)</p>	無料

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
マレーシア (10/01/01発効)	国際貿易産業省 Ministry of International Trade and Industry(MITI)	<p>電子特惠原産地証明書申請登録 (Electronic Preferential Certificate of Origin, or "ePCO")</p> <p>・登録フォームは http://www.dagangnet.com/images/pdf_file/registrationform.pdf あるいはKedai EDI から入手可能。</p> <p>・マレーシア企業(個人及び法人)の必要書類(会社書記役 - Company Secretaryによる証明されたコピー)</p> <p>a. フォーム9 b. 税関からのフォワダー/ SHIPPING エージェントライセンス c. (ePermitの場合のみ) 政府機関の発行した許可あるいは証明書</p> <p>・外国企業の必要書類(会社書記役 - Company Secretaryによる証明されたコピー)</p> <p>a. フォーム79, 80, 80A, 83, 83A 又は会社設立レター b. (ePermitの場合のみ) 政府機関の発行した許可あるいは証明書</p> <p>SME(中小企業)レート適用の場合には、申請者は直近の財務諸表かEPFステートメントの証明コピーを追加書類として提出必要。</p>	<p>COのマニュアル申請の場合の登録: 登録の必要なし</p> <p>COをePCO で申請する場合の登録: ・登録フォームを記入し、左記で説明した書類と支払小切手と共にDagang Net Technologies Sdn Bhdに送付。 ・登録が済めば申請者には即時通知される。</p>	<p>COのマニュアル申請の場合の登録: 無料(登録の必要なし)</p> <p>COをePCO で申請する場合の登録: 企業登録料:RM500 SME(中小企業)登録料:RM200</p> <p>料金には6%の政府サービス税がかかる。自由工業ゾーン(Free Industrial Zones)内の企業の場合はこの税は免除。この免除規定を受けるにはフリーゾーンライセンスのコピーを(bcm@dagangnet.com)に送付必要。</p>

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
<p>タイ (10/01/01発効)</p>	<p>商業省外国貿易局 Department of Foreign Trade ("DFT"), Ministry of Commerce</p>	<p>1. 事業者登録 ・法人関連書類(工場操業許可書、法人登記証明書等発行後3カ月以内のもの) ・納税者登録書(VAT登録証(Phor.Phor.20)、法人税登録証明書等) ・代表者もしくは権限保持者のIDカードコピー</p> <p>2. 輸出入者カードの申請 ・上記事業者登録と同等の書類(社印押印済み、あるいは権限者のサイン済み) ・権限保持者あるいは代表権のある者の出頭が必要、これは輸出入者カード用の写真撮影のため。</p>	<p>1. 事業者登録 ・商業省外国貿易局(DFT)のウェブサイトへアクセスし(http://www.dft.go.th)、"Register Business Operators"をクリックする。オンラインで記入欄を埋め、"Central Username"を取得する。(当ウェブサイトはタイ語のみ)</p> <p>2. 輸出入者カードの申請 ・DFT (http://www.dft.go.th) のウェブサイトに入り、"Central Username"でログイン、"Exporter-Importer Card"の申請をクリックする。 ・輸出入者カード申請フォームを埋めて印刷する。(2タイプあり、"Company's Exporter-Importer Card"と"Representative's Exporter-Importer Card"がある。) ・記入済み申請フォームを必要書類と共に提出。提出先は商務省外国貿易局(DFT)ビルの外国貿易サービス局(Bureau of Foreign Trade Service) ・権限保持者あるいは代表権のある者は写真を撮られ、実際の輸出入者カードに印刷される。所要時間は1-2営業日程度。</p>	<p>1. 事業者登録 無料</p> <p>2. 輸出入者カードの申請 200バーツ(輸出入者カードの有効期限は2年間)</p> <p>注:会社としては一つの会社名に一つの輸出入者カードだが、代表者の多くは輸出入者カードを取得しているため、代表者の数だけ取得は可能。</p>

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
<p>インドネシア (10/01/01発効)</p>	<p>商業省Ministry of Trade (MOT)より委託を受けた原産地証明書発給機構 IPSKA “Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal”</p> <p>インドネシア全土に85のIPSKAがあり、そのうち28のIPSKAではオンラインでCO発給が可能。残りの57のIPSKAでは準オンラインベースにて発給。</p>	<p>IPSKAでユーザーアカウントを作成する為に必要な情報は下記のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 企業名 2) オフィスの住所 3) 工場の住所 4) 納税者番号 (“Nomor Pendaftaran Wajib Pajak” or NPWP) 5) ビジネストレーディングライセンス番号 (“Surat Izin Usaha Perdagangan” or SIUP) とその有効期限日 6) 会社登録証番号 (“Tanda Daftar Perusahaan” or TDP)とその有効期限日 7) COのサイン者名 (例: 会社としてCOにサイン権限を持つ人) 8) (コーヒー輸出の場合のみ) インドネシアコーヒー輸出協会 (“Asosiasi Eksportir Kopi Indonesia” or AEKI) の登録番号 	<p>オンライン発給が可能な28のIPSKA:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出者はIPSKAに初期登録が必要。(http://e-ska.kemendag.go.id/) <p>のサイトでユーザーアカウントを作成し、所定の項目に情報を入力。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録に問題がなければ、輸出者はCOのオンライン申請のSKAモジュールにアクセスし、書類の提出が可能となる。 <p>準オンラインベースでCO発給となる残り57のIPSKA:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出者は(http://e-ska.kemendag.go.id/pendaftaran/) <p>のサイトにてIPSKAへの登録とユーザーアカウント作成が必要。所定の項目に情報を入力。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録に問題なければ、輸出者はユーザーIDを受領する。このユーザーIDで輸出者はCO申請提出後の進捗状況をモニターできる。 <p>これら57のIPSKAではオンラインによる書類申請はできないが、輸出者はIPSKAに書類を窓口直接提出することとなる。</p> <p>どちらの場合でも登録は直ぐに可能。ただし準オンラインの57のIPSKAの方が、オンライン申請可能な28のIPSKAよりも若干早めとのこと。</p>	<p>無料</p>

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
ブルネイ (10/01/01発効)	外務貿易省貿易開発局 Department of Trade Development (DTD), Ministry of Foreign Affairs & Trade (MOFAT)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業、工場、製造敷地登録申請フォーム(DTD又はオンラインにて入手可能) 以下の書類が登録手続きの為必要となる。 ・原産地証明書発給申請者のサインの登録証明 ・事業者の社印証明 ・事業者の事業登録証明書(コピーでよい) 	<p>1. オンライン登録申請の場合はe-darussalamにて申請 (http://202.93.221.24/SOPPortal/portal_proxy?template=eMinCom-EN&url=/web/emincom/EN/businesses/index-biz.jsp&biz=certOrigin)の“CO Registration”をクリック または、DTDで入手できる申請フォームにて記入、提出。</p> <p>2. MOFATは輸出者又は製造者の工場へ検査を手配し、商品を製造する機械や人手があり、工程が正しく記録されているかを調べる。</p> <p>3. 輸出者・製造者は申請が受け付けられればレファレンス番号付の企業登録レターを受け取る。</p> <p>COの申請者が商品の製造者でない場合は、申請者は製造者がブルネイの製造者としてMOFATに登録されていると確認する必要がある。 また、パイオニアステータスを与えられている企業は、COを申請すると自動的に企業登録がなされ、パイオニアステータスの証明書類があれば工場検査も免除される。 (パイオニアステータスとは一定の基準を満たした企業に対して税制上の優遇措置を与えるブルネイの法制度のこと)</p> <p>登録認可までの所要時間は工場検査や原産の審査を含めると約30日。</p>	無料

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
フィリピン (2011/05/17発効)	関税局輸出調整部 (Export Coordination Division, Bureau of Customs) 又は 各港の財務省下の税関 輸出部 Export Division (ED) in district ports Bureau of Customs, Department of Finance	企業登録に該当する制度なし	企業登録に該当する制度なし	企業登録に該当する制度なし
ベトナム (10/06/01発効)	商工省管轄下の各地区 の輸出入管理課 Regional Export-Import Management Bureaus under Ministry of Industry and Trade (MOIT) 所在地: Hanoi, Ho Chi Minh, Da Nang, Dong Nai, Hai Phong, Binh Duong, Vung Tau, Lang Son, Quang Ninh, Lao Cai, Thai Binh, Thanh Hoa, Nghe An, Tien Giang, Can Tho, Hai Duong, Binh Tri Thien, and Khanh Hoa.	・原産地証明書発給申請書にサインをする企業により認可された人物のサイン登録、及び事業者の印鑑登録。 ・事業者の事業/投資登録証明書(正当なコピー) ・税金コードの登録証明書(正当なコピー)(もしあれば) ・商品の生産拠点リスト(もしあれば)	①左記の書類をCOを最初に申請する際に、原産地証明書発給機関に郵送あるいは窓口に出。 ②企業登録の所要時間は書類に不備がなければ通常、即時。 注:事業者登録書類のいかなる変更も、原産地証明書の発給を申請する前に、登録した原産地証明書発給機関に届け出。登録内容に変更はなくても、事業者登録書類は2年に1回更新が必要。 注:登録した発給機関がある都市以外の都市でCOの発給を申請する場合は、正当な理由を記した理由書の提出と、別途その発給機関への登録書類提出が必要。	無料

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
ラオス (2011/1/24発効)	商工省輸出入局、及び 地方の商工サービスオ フィス Department of Imports and Exports in the Ministry of Industry and Commerce, including all provincial trade and industry service offices	1. 以下の関連書類(コピー可) ・法人登記証 ・工場許可証 ・税務登録書 2. 工場監査記録(コピー) (注:ラオスでは輸出前に原産品判定を発給機関に申 請し、訪問による工場監査を受け、その後企業登録 手続きとなる。他国と手続きの順番が異なるので留 意する。)	左記の必要書類と共に社名入りのレターを輸出入 局に提出する。社名入りレターには以下の情報が 必要。 ・会社の取締役の氏名 ・CO関連書類にサインをする権限のある人のサイ ン標本と氏名 ・会社の社印 ・権限のある社員のIDカード情報 ・製造される商品の情報(例:製品名やHSコード) 輸出入局は3営業日以内に返答し、問題がなければ 申請企業に登録認可レターを発行する。	無料
カンボジア (2011/04/13 発効)	商業省多国間貿易部 Multilateral Trade Department (MTD), Ministry of Commerce (MOC)	・登録申請書 ・Qualified Investment Project (QIP) の場合は、カン ボジア開発評議会 (Council for the Development of Cambodia-“CDC”)の発行した最終投資登録証明書 ・商業省が発行した商業登録証 ・商業登録ライセンス ・会社の定款 ・会社取締役と申請者のパスポートまたはIDカード (コピー2枚) ・会社取締役と申請者の写真(2枚) ・登録申請者の法律委任状 ・経済財政省 (Ministry of Economy and Finance) 税 務総局 (General Department of Taxation - “DGT”)の 発行の特許税務登録証明書 (Patent Tax and VAT Registration certificates)(2枚) ・登録企業の土地やオフィスのリース証明書コピー ・衣類産業はその他に、カンボジア衣類製造組合理 員証、International Labor Organization (ILO) 証書、工 場操業ライセンス、が必要。 注: CDC, MOC, GDT で発行された全ての書類は各 州役所で証明されている必要あり。	①商業省多国間貿易部 (MTD) に左記の必要書 類を添えて申請する。 ②MTDでは必要書類の確認を1週間以内に完了 し、承認後は即時にMTD登録証を発行する。 ※なお、この登録は1年に1回、更新が必要であ る。	無料

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・企業登録必要書類・登録手数料

国名	発給機関	企業登録必要書類など	企業登録手順	登録手数料
ミャンマー (2010/01/15 発効)	<p>輸送手段により発給機関が異なる</p> <p>1. 商業省貿易局 Directorate of Trade, Ministry of Commerce (船舶や空路による場合)</p> <p>2. 商業省国境貿易部 Department of Boarder Trade, Ministry of Commerce (陸路で国境 を超える場合)</p>	企業登録に該当する制度なし	企業登録に該当する制度なし	企業登録に該当する制度なし

(出所) Bryan Cave LLPによる調査